



# 栄養を軸とした連携を改めて整理

標準的な栄養評価手法の活用及び退院時も含めた定期的な栄養状態の評価を栄養管理手順に位置づける

入院前

入院

退院後

入退院支援加算  
入院時支援加算

栄養サポートチーム加算

栄養情報連携料

外来栄養食事指導料

特定集中治療室  
等早期栄養介入  
管理加算

(がん、低栄養等)  
入院時栄養食事指導料

外来栄養食事指導料

周術期栄養管理  
実施加算

(緩和ケア)  
個別栄養食事管理加算

糖尿病透析予防  
指導管理料

入院栄養管理加算  
(特定機能病院)

リハビリテーション実施計画書又はリハビリテ  
ーション総合実施計画書の栄養状態の評価に  
GLIM基準を要件に。入院料2-5は望ましい。  
(回復期リハビリテーション病棟入院料)

慢性腎臓病透析予防  
指導管理料

退所時栄養情報連携加算  
(介護報酬)

リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算  
(急性期一般等)

移行 先の事業所又は保険医療機関等に対しリ  
ハビリテーション実施計画書を提供することと  
する(疾患別リハビリテーション料)

再入所時栄養連携加算  
(介護報酬)

リハビリテーション・栄養・口腔連携加算  
(地域包括医療病棟のみ、NST併算定不可)

在宅患者訪問  
栄養食事指導料

摂食嚥下機能回復体制加算

経腸栄養  
管理加算  
(療養病棟)

※再入所時栄養連携加算

医療機関から介護保険施設への再入所者であっ  
て特別食等を提供する必要がある利用者を算定  
対象に加える。

※退所時栄養情報連携加算(介護報酬)

介護保険施設の管理栄養士が、介護保険施設の  
入所者等の栄養管理に関する情報について、他  
の介護保険施設や医療機関等に提供することを  
評価する。対象者は特別食を必要とする入所者  
又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者。

初めて該当した日から7日間を該当日数の上限とするとも  
に、対象薬剤から「アミノ酸・糖・電解質・ビタミン」  
等の静脈栄養に関する薬剤を除外  
(重症度、医療・看護必要度の注射薬剤3種類錠の管理)

中心静脈栄養について、広汎性腹膜炎、腸閉塞、難治性嘔  
吐、難治性下痢、活動性の消化管出血、炎症性腸疾患、短  
腸症候群、消化管瘻若しくは急性肺炎を有する患者を対象  
として30日以内の実施に制限(療養病棟入院基本料)